

ふるさといわくら応援寄附金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市を応援する個人、法人又は団体からの寄附金の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の取扱い)

第2条 岩倉市への寄附金は、ふるさといわくら応援寄附金（以下「寄附金」という。）として、この要綱に基づいて取り扱うものとする。

(寄附金の申込み)

第3条 寄附金の申込みは、ふるさといわくら応援寄附金申込書（様式第1）によるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 寄附しようとする者が法人である場合

(2) 第5条第4号又は第5号の方法により寄附を行う場合

(事業の指定)

第4条 寄附金を寄附しようとする者（以下「寄附金申込者」という。）は、当該寄附金を活用する事業として、別表に掲げる事業のいずれかを指定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、寄附金申込者は、当該寄附金を活用する事業として、市長が別に定めるプロジェクト事業を指定することができる。

3 寄附金申込者が前2項の規定による指定をしなかったときは、市長が使途を指定することができる。

(寄附金の納入)

第5条 寄附金の納入は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 金融機関での振込み

(2) 現金書留による送金

(3) 市役所窓口での支払

(4) キャッシュレス決済（インターネットを利用して行う寄附に限る。）

(5) 郵便局での振込み（インターネットを利用して個人が行う寄附に限る。）

（領収書等の交付）

第6条 寄附金を収納したときは、岩倉市予算決算会計規則（昭和62年岩倉市規則第1号）第51条に基づき、様式第2により領収書を交付する。ただし、次の各号に掲げる寄附については、当該各号に定める様式により交付する。

（1）法人が行う前条第4号の方法による寄附 市長が別に定める様式

（2）前条第4号の方法による寄附（前号に定めるものを除く。）又は第5号の方法による寄附 様式第3

（顕彰）

第7条 市長は、岩倉市に住所を有しない者から5千円以上の寄附を受けたときは、その者に対して、適宜、然るべき顕彰を行い、謝意を表するものとする。

（基金への積立）

第8条 寄附金は、岩倉市ふるさとづくり基金条例（平成2年岩倉市条例第2号）に基づく岩倉市ふるさとづくり基金に積み立てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表6の項に規定する五条川の桜並木保全事業に係る寄附金は岩倉市さくら基金条例（令和3年岩倉市条例第23号）に基づく岩倉市さくら基金に、別表7の項に規定する学校給食応援事業に係る寄附金は岩倉市学校給食応援基金条例（令和8年岩倉市条例第2号）に基づく岩倉市学校給食応援基金に積み立てるものとする。

（寄附金の活用）

第9条 前条の規定により岩倉市ふるさとづくり基金、岩倉市さくら基金又は岩倉市学校給食応援基金に積み立てた寄附金は、一般会計に繰り入れて第4条の規定により指定された事業に充当することにより、これを活用するものとする。

（管理台帳の作成）

第10条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、ふるさといわくら応援寄附金管理台帳（様式第4）を作成するものとする。

（受入状況等の公表）

第11条 市長は、毎年1回、寄附金の受入状況等について、次に掲げる方法により、公表するものとする。

- (1) 市が発行する広報に掲載する方法
 - (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法
- (雑則)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 0 年 8 月 1 5 日から施行する。
- 2 平成 2 0 年 1 月 1 日からこの要綱の施行日の前日までに受け入れた寄附金は、この要綱により受け入れた寄附金とみなす。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 2 日から施行する。
- 2 平成 2 5 年 1 月 1 日からこの要綱の施行日の前日までに受け入れた寄附金については、この要綱による改正後の第 7 条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日から施行する。
- 2 平成 2 7 年 4 月 1 日からこの要綱の施行日の前日までに受け入れた寄附金については、この要綱による改正後の第 5 条の規定を適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 2 8 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 1 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 3 0 日から施行する。

別表（第4条関係）

ふるさとといわくら応援寄附金活用事業

	事業	内 容
1	健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	・心身の健康づくりの推進 ・感染症対策の推進 ・高齢者の生きがいづくり ・認知症施策の充実 ・障がい者支援の充実 など
2	個性が輝き心豊かな人を育むまち	・子育て支援の充実 ・教育環境の充実 ・特色ある教育の推進 ・生涯学習の充実 ・特別支援教育の充実 ・文化・芸術・スポーツの振興 など
3	利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	・にぎわいのあるまちづくり ・公共交通の利用環境整備の促進 ・バリアフリー化の推進 ・商工農業の振興と創業支援 など
4	環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	・五条川などの水辺環境の整備・活用 ・公園の整備・緑の保全 ・環境学習の推進 ・地球温暖化対策の推進 ・消防・救急体制の充実 など
5	協働と自治による持続可能なまち	・市民活動・地域コミュニティの強化 ・平和行政の推進 ・ジェンダー平等と多様性の理解促進 ・多文化共生・国際交流の推進 ・情報発信の充実 など
6	五条川の桜並木保全事業	・五条川の桜並木を未来へ引き継ぐための植替えや維持管理（枯れ枝の^{せん}剪定、間引き^{せん}剪定、施肥等）
7	学校給食応援事業	・小学校及び中学校における学校給食の充実

様式第 1 （第 3 条関係）

ふるさといわくら応援寄附金申込書

年 月 日

岩倉市長 殿

住 所

氏 名

連絡先 電話番号
メールアドレス

次のとおり寄附を申し込みます。

寄附金額 円

寄附（予定）日 年 月 日

入金方法（該当の□にレ印をご記入ください。）

- ☐ 納入通知書により金融機関で振込み
- ☐ 現金書留による送金
- ☐ 市役所窓口でのお支払

寄付金税額控除に係る申告特例申請書を要望する ☐

※次ページもご記入ください。

寄附金の活用を希望する事業（次の表の1から9までのいずれか1つに○印をお願いします。）

	事業	内 容
1	健やかでいつまでも安心して暮らせるまち	・心身の健康づくりの推進 ・感染症対策の推進 ・高齢者の生きがいづくり ・認知症施策の充実 ・障がい者支援の充実 など
2	個性が輝き心豊かな人を育むまち	・子育て支援の充実 ・教育環境の充実 ・特色ある教育の推進 ・生涯学習の充実 ・特別支援教育の充実 ・文化・芸術・スポーツの振興 など
3	利便性が高く魅力的で活力あふれるまち	・にぎわいのあるまちづくり ・公共交通の利用環境整備の促進 ・バリアフリー化の推進 ・商工農業の振興と創業支援 など
4	環境にやさしい うるおいあふれる安全なまち	・五条川などの水辺環境の整備・活用 ・公園の整備・緑の保全 ・環境学習の推進 ・地球温暖化対策の推進 ・消防・救急体制の充実 など
5	協働と自治による持続可能なまち	・市民活動・地域コミュニティの強化 ・平和行政の推進 ・ジェンダー平等と多様性の理解促進 ・多文化共生・国際交流の推進 ・情報発信の充実 など
6	五条川の桜並木保全事業	・五条川の桜並木を未来へ引き継ぐための植替えや維持管理（枯れ枝の^{せん}剪定、間引き^{せん}剪定、施肥等）
7	学校給食応援事業	・小学校及び中学校における学校給食の充実
8	市長が別に定めるプロジェクト事業	・プロジェクトの概要
9	特に事業を指定しない。	※市長が事業を指定させていただきます。

岩倉市へのメッセージなど（何かございましたらお書きください。）

--

様式第 2 （第 6 条関係）

納入通知書兼領収書

(寄附者住所) (寄附者氏名) 様			
年度	区分	担当課	調定番号
金額 円			
摘要 ふるさといわくら応援寄附金			
会計 款 項 目 節 細節 細々節			
納期限			
上記の金額を納期限まで に納入してください。 岩倉市長			
上記の金額を領収しました。 岩倉市会計管理者 分任出納員 取扱金融機関		領収日付印	

様式第3（第6条関係）

寄 附 金 受 領 証

（寄附者）

住所

氏名

様

上記の者は、 年 月 日付けで、愛知県岩倉市に対して、ふるさと
いわくら応援寄附金として金 円を寄附したことを証明します。

年 月 日

岩倉市長

印

様式第 4 （第 1 0 条関係）

ふるさといわくら応援寄附金管理台帳

年度	受入 年月日	寄附者		金額	充当 事業	基金積立 年月日	基金取崩 年月日	備考
		住所	氏名					